

参議院文部委員会會議録第二十五号

昭和二十七年四月十五日(火曜日)午前
十時四十一分開会

委員の異動

四月四日委員鈴木安孝君辭任につき、
その補欠として白渡瀧米吉君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 加納 金助君
高田 なほ子君
木内 キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
黒川 武雄君
白渡 瀧米吉君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢崎 三義君
岩間 正男君

政府委員

文部大臣官 相良 惟一君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側 石丸 敬次君
常任委員会専門員 竹内 敏夫君
常任委員会専門員 中島 健蔵君
評論家 勝本 正晃君
弁護士 城戸 芳彦君

本日の會議に付した事件
○連合国及び連合国民の著作権の特例
に関する法律案(内閣提出)

○委員長(梅原眞隆君) 只今から文部
委員会を開きます。

開会に當りまして、参考人のかた
がたに一言御挨拶を申し上げます。本日
は雨中御多忙の中にもかかわらず、本
委員会の要請に應じられまして御出席
下さいましたことを委員会を代表して
厚く御礼を申し上げます。御依頼状を差
上げました際に、法案並びに關係資料
を添付いたしておきましたから、法案
の内容につきましては御承知のことと
存じますので、別に申上げる必要もな
いかと存じます。それでこの法案並び
にこれに関連した諸問題につきまして
御自由に御意見の御開陳を願いたい
と思つてあります。それを承りまし
てから、参考人のかたへに各委員の
諸君から御質問をして頂くことにいた
します。別に時間の制限もしておりま
せんから、御自由に御述べを願いた
いと思つて、中島健蔵さんからお願
いをいたします。

○参考人(中島健蔵君) 中島でございます
ます。連合国及び連合国民の著作権の
特例に関する法律案を拜見いたしました
が、これは私どもにとりましては非
常に難解な法案であります。この難解
な理由は二つありまして、一つはこの
著作権の特例を設けなければならぬ
という事情そのものが非常に複雑して

おるといふところから来ております。

従つてどのような法律案を作るにせよ
非常に難解にならざるを得ないという
ことは一応認めざるを得ないのであり
ます。そこでどう一つ理由は、この
法律案が取扱わなければならない範圍
に、戦時中だけでなく戦後も入つてお
るわけでありまして、ところが戦後に
いへば、國際條約、或いは国内法によ
らない政令その他による事象が新らし
く発生しております。これが平和條約
の発効後にどうなるかという問題がから
んで参りまして、そこです。むづ
かしくなつて来ておるわけでありま
す。この経過処置と申しますか経過措
置と申しますか、そういう経過措置に
對する規律が十分でない。いへばこ
の法律案の表に出ておらんことがた
くさんあるわけでありまして、そのた
ま「むづかしくなつて来ておる
事態がむづかしいところを持つて参
りまして、そういう法律案の表に出て
来ないものがこの中に実は盛り込ま
れておるといふところからむづかしく
なるのだろ」と思ひます。

そこで第一に私もが考えますの
は、この戦時中までのことについて
問題がありますが、戦後にできまし
た新しい事態がどう処理されるかとい
うことを頭に置かなければ、将来非常
な紛争が起る或いは解釈の相違が起
るというやうな場合が多少あると思
ひますので、それを幾らか申上げて
まいと思つてあります。一條、二條あ
れば問題ないのですが、例えば

第三條であります。これは申すま
でもなく平和條約の第十五條の(ウ)と關係
するわけでありまして、この内容は、
簡単に申し上げますと、日本は相手方の
法律がどうなるかと、要するに戦争中
に、つまり昭和十六年十二月七日から

「連合国との間に日本国との平和條約
が効力を生ずる日の前日まで」その
間につきましても戦争がなかつたら当
然発生するはずであつた著作権を認め
るという法律の内容であります。そ
こで問題はどこにあるかと申します
と、第一に、簡単に昭和十六年十二
月七日から「平和條約が効力を生ず
る日の前日まで」とありますが、この
間は実は二つの異なる事情を含んで
おる。これはこの法案全体に通ずる
ことであるが、それは事実上戦争が
行われていた間、それから一応ポツ
ダム宣言受諾によりまして占領とい
ふ事態が起つたこの二つにはつきり分
けて考える必要があるわけでありま
す。そこで問題になりますのは、戦争中
のことと戦後でいいのであります。結
局「取得するはずであつた日におい
て」という言葉が出ております。この
「取得するはずであつた日において」
というこの日の問題がこれが非常に複
雑なのであります。というのは日本の
著作権法によるわけでありまして、日
本の著作権法では著作権の発生が無
式主義なのであります。別に登録し
ないでもよいのであります。物を書
けば直ちに著作権が発生するわけであ
ります。従つてこの「取得するはずであ

つた日において」といふのは事柄によ
つてはわかりませんが、翻訳のような場
合ならば本が発行された時を起算目と
いたしますからわかりませんが、普通
にはこれが確定が困難なのでありま
す。

それからそういう困難が一つあつ
て、これについていへば、問題が起る
ではないかということが次の第四條に
亘つて關係して来るわけでありま
す。この第四條のほうをみますと、これは
簡単に申せば要するに戦争中と申しま
すか、その期間の間は事実上著作権の
行使が不可能であつたという理由、或
いはほかにも理由があるかも知れま
せんが、その間を普通の著作権の保護
年限の上に附加する、例えば日本の
内法では原著作権者の死後三十年間と
いうものが保護されるのであります
が、戦争中にかかるとは外国人の
著作権に關してその三十年の上に更に
丁度十年何ヵ月になるかと思ひま
す。その間を附加して四十年何ヵ月
なる、そういうふうにするのを認め
るというわけなのであります。そこで
この第四條は特に戦争中に発生した
もの、戦争前は別として戦争中に発生
した連合国及び連合国民の著作権に關
することなんです。附加する場合
にこれは非常にわかりにくいのであ
りますが、要するに途中で発生したもの
だから、その発生した日から平和條約
発効までの日を加えるというわけであ
ります。これはちよつと國解しないと
わからないのですが、これだけの間

戦争期間があるといふします。ここで以て中途で著作権が発生したという場合に、これは当然普通の著作権の保護の意味も受けますが、そのほかに丁度この発生した日から平和協約発効までの期間を更に附加するというのがこの内容と我々は理解するのであります。ところがこれが一番困るのはやはりここに「著作権法に規定する当該著作権の……これはこれでいいのですが、更に第二項に入ります。二項に入ると、今申上げたのは一項があつて更に第二項まで入つたのであります。二項のほうへ参りますと「著作権法に規定する……これは勿論日本の著作権法だと思ひますが、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和協約が効力を生ずる日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間継続する。」このやうに「当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日」というのが非常に面倒であります。国によりましては方式主義をとつております。例えばアメリカのやうなところでは国会図書館に登録することによつて著作権が発生する。これは日付をはつきり知ることが出来ます。ところがベルヌ條約と申す国際條約に加盟してあります国の殆んど全部は無方式主義、書けば発生するのであります。これが公けにされようといふと、本にならうと、放送されようといふと、要するにどういふ形にせよ、それが公開されようといふと著作権は発生する。そうなりますと国によつて、或いは場合によつて殊に日本の著作権法による場合に一体「著作権を取

得した日から」というこの日を如何にして決定するかということが技術的に不可能じやないかと思はれるのであります。これがただそれだけで済むならよろしうございしますが、要するにこれからずっと続くわけであります。問題は、いよいよ「著作権が切れるのがいつか」という問題になるわけであります。あるうちは問題ない。併し最後のいづれこの法案によつて四十年ちよつとくらい経ちますと著作権が切れるわけでありまして、その切れる時期には非常に問題がある。と申すのは日本の著作権法だと著者の死んだ時から死亡起算をとつております。死んだ時から三十年保護するということになつております。これは問題がない、いつ本が書かれましたと一向問題がない。ところがこゝういふふりに突然「その著作権を取得した日から」といふ言葉が入つて参ります。これが私どもには技術的にちよつと解決する途がない。これを又何らかの形で解決するにしても、こゝういふ主義で参りますと絶えず問題が起るだらう、紛争が起るであらう。私の立場は大體實際上の立場から来ておるのであります。法理論的にはこれも成立つであらうという意味は、突きつめて行けば結局原著者がおれがこの日に書き上げたと言つた瞬間に発生するといふば調査も可能かも知れませんが、技術的に申しますとなか／＼これは困難である。その煩に堪へないのみならず国際、国内共に非常な紛争を起すのではないかとこの法案について一番の疑問はそこにあるのであります。すでにこれは民間の出版業者或いは放送会社あたりでは非常に問題に

ておりました喧々囂々といふことについて議論が起つております。そのいづれが正しいかを判別するに苦しむやうな議論がすでに起つておる次第であります。それからそれが問題であります。そのほかに私どもが疑問にいたします点は、占領中の既得権といふものがあつたわけでありまして、これにつきましてはこれはちよつと一口で申上げておわかりにならんと思ふのであります。私自身がわからぬのであります。非常に複雑怪奇な状態になつておるわけでありまして、このたび多分廃止にきまりました政令二百七十二号というのがあります。これは翻訳権に関する問題であります。この内容は別といたしましてそれがあつた。それからそれよりもつと前に昭和二十五年二月二十五日に文部次官通牒といふものが出ておるわけでありまして、これは実は占領中特別の措置として国内法によらずとして外国著作権を一律に五十年として扱ふといふことをきめた通牒であります。この五十年といふ根拠はどこにあるか探してみましたが、どうもよくわからない。結局その次官通牒によりまして国内法が死後三十年の保護をしておるにもかかわらず、死後五十年を保護するものとして取扱へるという通牒が出ております。これは消えてもおりませんし、実は平和協約発効後にはやはり意義を失ふ種類のものではあります。それが基にすでにさ／＼な取引が行われておる。そこで食い違ひがあるわけですね。平和協約が発効すれば当然日本の国内法が生きて来る。これは戦時中も実は生きておるのであります

ですが、それが次官通牒で一應制限された。それがどういふふうになるかがこの法令ではわからないのであります。それからもう一つ厄介なことは、これは関係ないやうであります。著作権仲介業者といふのがあつた。これは簡単に申せば原著者から委託を受けまして仲立をして一種のブローカーをやする、そういう業務をしたい者は文部大臣の許可を得なければならぬといふことであります。この法律もこれは憲法になつておる。ところが占領下にそういう仲介業者がたくさん出たわけでありまして、これは日本人であらうと外国人であらうと仲介業者をやる者は文部大臣の許可を得なければならぬといふわけでありまして、占領中にそれにかかわりなく許可なしにたくさんの仲介業者が出ております。これがいよいよ占領中に大きな既得権を持つてしまつた。非常に大きな権利を持つております。これが一体占領終了後どうなるのかといふことがい／＼問題がある。このあたりで、契約がある者はいづゆる既得権がありますからそのまま既得権として生きるであらう。併しそういうものが恐らく個々別々のつまり問題であつて原則にはならんであらうといふことが当然考えられるわけですね。又これにつきましても問題があるのは、これによりまして、この法案によりまして、これは詳しく読むとわかりませんが、大體日本のために非常に利益になるやうにという苦心は十分認められます。つまりできるだけ日本のために利益にならうといふことがよくわかつております。今の第四條二項の「著作権を取得した日から」云々といふのも黙つておけば講和條約の中には

これはないのであります。講和條約の十五條にはないのであります。講和條約の十五條ではあつたりとつまり戦争中の期間、平和協約が発効するまでの期間をこれに加算する。通常期間から除いて考えるといふやうに書いてある。ところがそれを特に解釈によりましてその間に発生したものは全部それに加算しなくともいい、つまり発生した日から加算すればいい、そうすれば短くなるのであります。向うといふか、相手国の著作者に対する権利の延長が幾らか短くなり、一見非常に有利なやうであります。ところがそのためにい／＼な紛争が起るというところが考えられるのであります。この点を一体どうしたらいいかといふことがこの法案ではわからない。これは例へばアメリカとの間にはこれは日米間の特別な條約があつたわけでありまして、日米間の著作権保護に関する條約といふものがございまして、これによりまして翻訳に関する限りは日米間には全くお互いの許可が要らなかつたのであります。これがまさに戦争発生まで、発生の前日までまさに有効であつた條約であります。そうなりますとアメリカとの間には著作権の中の翻訳権に關しては全く自由であるといふことになつておる。ところが戦争後にポツダム宣言受諾後に今の文部次官通牒によりまして、アメリカの著作権もほかの国の著作権と同様に死後五十年の、つまり何と言ひますか暫定的な保護期間の間、保護しなければならぬといふので新しく権利が発生したことになる。これはこの平和協約並びにこの法案をよく分析してよく読んで見ますと、これは日米間の関係は将来新しい何か

協約ができない限りは全然前と同じように自由であります。そうすると戦争中と申しますか占領中に発生した権利が自由に浮いてしまう。一体消滅するのがあるのかということが非常にむずかしい問題になつて来る。私権上の契約といったものは当然これは成立しているが、これは一般原則から行くとおかしなことになる。私としてはこの法案をこのまま出していいと思ひますが、それらの紛争に對し或いは疑問に對して、或いは日本が非常に有利になるといふ点について、よほど肚をきめないかといふふうな考へから起すのじやないかといふふうな考へられる。現にこれは私がフランス人側から聞いた話であります。フランスの政府は日本の政府に對して著作権に關しては自分の國も日本の著作權を非常に重く保護するから日本の國も重く保護しろといふような申し入れをして來てゐるという話であります。或いは將來するようでありますが、そしてそれは通商協定によつてそれを定めたいといふことを申し込んでゐるということ。私は是れに關してゐるのではありません。そこで又國際條約の問題がありまして、今の日米間の著作權に關する條約のほかにこれはここに専門家が、學者がおられるので私が申すまでもないと思ひますが、日本が加盟してありますのはベルヌ條約といふものであります。これは戦争中は発効しないであつたように見えたが、戦後にスイスの政府から突然日本の政府に對して毎年の負担金を拂つていない、スイス政府が立替へてゐるの迷惑だ、早く拂えといふ通知が來た。これは青天の霹靂でありまして、そのときに非常にあわててさ

ては入つてゐたのかといふことで多分戦時中もこめて拂つた。従つてベルヌ條約は戦時中、占領中も生きてゐたと思へなければならぬ、これは非常に條約の關係にむずかしいと思ひます。この戦争によつてあらゆる國際條約が失効するかどうかといふことになりまして、専門的には私はわかりません。ところがこれが更に我々の関知しない間に、一九四八年七月二十六日にこれはベルギーのブルッセルで以て新らしく今のベルヌ條約の改訂が行われた。ところがその改訂の内容であります。非常にベルヌ條約とは違ふ。殆んど全面的な大きな改訂が行われた。これは実は戦争前にこの計画があつたのが、第二次世界大戰の少し前三十五年だと思ひましたが、そのときに行われなかつた。それが戦争が終つて開かれました。我々としてはその結果を受取つたわけでありまして。これによりまして、私の関するところでは、フランスの政府の要求の中には、日本もベルヌ條約からブルッセル條約のほうに徙つたらどうかといふ、そういうようなつまりサセツションがあるといふことを私も聞いております。これが事實であるかどうかは別問題といひまして、戦後に相當に著作權といふものが経済的に大きなものとして各國の注意的になつてゐることは明らかであります。これも新聞による知識であります。フランス人の國會では平和條約の批准の問題のときに、日本はフランスの文化を愛好してフランスは著作權による収益を非常にたくさん得てゐるという説明を政府のほうから

したといふことが新聞にも出ていた。そんなことで國際間の關係は突に空前の、これは世界始まつて以來かと思ひますが、空前の混亂状態にある。そして各國がいろいろ違ふ、その中で日本も著作權法、つまり現状を把握しようという態度が大体一番日本にとつて有利かも知れませんが、それがこの法案の大体内容のよゝうに思われます。それについて別に私はいいとも悪いとも申し上げませんが、そういう問題がありまして、特に疑義を生じそうなる問題、つまりどう考へても明瞭にならんであるといふのは、今著作權を取得した日といふような言葉、これに對して不用意にこれを考へたならば、これがもとになつてきたことが起るといふことを私は心配するのです。

大体この法案について私が理解いたし、且つ又考へてゐる点以上のようなものであります。これは實際問題としてお考へ願ひたいのでありまして、如何にも筋がすつと立つようでありまして、著作權に關する國際條約、それから各國國內法、特に日本の國內法、これはどうしても、改正の必要があるといふことまでなつておるわけでありまして、そんなことですつたものだからやつておる。のみならず著作權は著作權者、つまりものを書いた人間、作つた人間、それを利用するほう、簡単に申せば出版者とか放送局とかそういうものがあるわけでありまして、利害關係で非常に對立しておる。更に引きまゐつては出版者同士の利害關係が對立してゐる。これは單なる對立ではなくして、やはり著作權は無体財産權を持つておつてもこれは本にならなければ財産權にはならないわけでありまして、

ら、やはり相互扶助關係にあるといふような、何ともかんと厄介な問題であります。全体を通観いたしまして、つまり實際問題から考へて、この法案は非常にむずかしい、読みにくいために誤解を生ずる虞れがあるから、若し出すならばこれを十分解説する必要がある。或いは法案自体の文章その他も必要以上にわかりにくいのではないかと考へられる点がある。

それから第二に、これはいづれも平和條約の第十五條の(イ)項によつて生じた法律であります。そこにはない解釋が入つてゐて、勿論解釋が入つてもいいのであります。その解釋の中に、どうもどうして一体きめるかわからぬといふような條項があるのではないかと疑ひが濃厚にある。そういう点で、これはよほど慎重に御審議を願ひたいと、こゝういふふうに私は考へられます。

大体以上であります。

○委員長(梅原眞隆君) 次に勝本さんにお願ひをいたします。

○参考人(勝本正晃君) この法案に對する一般の批評でございますか。

○委員長(梅原眞隆君) これに關する御意見なり、又いろいろこれに關連してお考へになる御意見がありましたら、お話を願ひたいと思ひます。

○参考人(勝本正晃君) 平和條約が発効いたしますと、この平和條約の第十五條に規定しております著作權に關する條項が當然適用されるのであります。それはこゝういふ法律を作りませんでも、同時にそれが國內法的効力が発生して、條約の通りに國內法が自然的に、特例的に變つて來て、その通り行われるわけでありまして、御覽になつてもわかりやすいように、平和條約そのものの内容が非常にむずかしいのであります。この法律がむずかしいのは、やはりこの平和條約の第十五條をお読みになると、ちよつとおわかりにならないと同様にやはりむずかしいなつておるので、これは條約そのものがこゝういふ状態である以上、この第十五條に關する特別法を作るといふ意味においては、大体こゝういふ書き方になるのも止むを得ないかと思ひるのであります。今度の特別法の第一條に、平和條約第十五條の規定に基いて著作權法の特例を定める目的があります。この目的から申しますと、結局こゝういふに書かざるを得ないといふことに大体なるのじやないか、そして今中島さんがおつしやつたように、できるだけの範圍で日本に有利なように書いてあるといふことは疑ひないと思ひのであります。ただいろいろなこれに附隨するむずかしい問題があります。それは必要ならば又別な法律で作られるといふこととして、第十五條の特別法といふ範圍に問題を制限いたしますと、大体こゝう書くしかほかに書き様がないことになるのじやないかと思ひのであります。勿論例えは著作權を取得した日なんといふものは、これは立証方法によつて、いつ書いたかといふことはなか／＼立証もむずかしいのであります。これは現行の日本の著作權法でも非常にむずかしいのであります。結局或いは當事者の立証本位の問題で、その人さへいつ幾日、著作權がいつから発生したといふことを立証しますれば、その日から平和條約批准までの間の期間が加算されるわけでありまして、このベルヌ條約に加盟

しておられます日本の立場としては、やはり著作権ができたときから、著作権がつまり実質的に登録とか、納本とか、このコッピライドであるというふうなアメリカ式の形式を必要としないで、實際著作物を書きますれば、公表しなくても著作権が成立しているというベルヌ條約の原則をとつておりまして、ベルヌ條約の加盟國たる以上、甚だそこはアンビギユアスでありますが、まあこゝういふふうに規定するしか方法ないと思うのであります。これをほかのほかに規定しようにも、先ずベルヌ條約と關係ある以上は何ともしようも仕方がない。例えばこれを本を發行してからということにやりますれば、すぐベルヌ條約の加盟國から文句が来て、ベルヌ條約の加盟國である以上、書けば当然保護されるのだ、なぜ日本はこの條約の施行法としてさういふふうに規定したかという文句が来るわけであります。ですから日本がベルヌ條約の加盟國であるということを前提として、どこまでもベルヌ條約の原則に従つて、これは日本の現行著作権法の規定に従つて、この平和條約の第十五條の実施に関する法律を規定しようと思えば、まあ大体こゝういふことになるのじやないかと思うのであります。勿論この内容上多少條約とどういふふうに関連して来るか、多少問題になることもあるのじやないかと思うのであります。ところが、そこは割合に有利に規定してあると思うのであります。例えば第七條でも「第三條と第五條との規定の適用については、申請書の提出、手数料の交拂その他一切の手續又は條件を課さない。」これはまあ條約の通りであります。併しその但し書で以

て、やはり登録をしなければ抗がで
きないとか、登録税を徴収するとかい
うことは、これはここに規定してあり
まするけれども、條約の精神から言
うと或いはここまで規定すべきであ
るか、そこも多少問題であると思
うのでありますが、こういうふうに書
けばまあ非常に日本では有利だと思
うのでありますが、御質問がありま
すが、私といたしましては大体こ
ういふふうな書き方にするしか仕方
ない、特許法とか、あちらのほうで
特別措置法がもうすでに行われてい
るであります。大体こういうもの
を作らなくても、平和條約通り放
つておいても行われるわけであり
ます。ところがそれについては非
常に疑問が起るから、或る程度
これを解説して、この適用を明
らかにすることが必要だと思
います。併しこういふことは、
まあお且つ疑問は相当あると思
うのでありますが、それを余りに正
確に書くといふことはやはり自
縛になるので、多少解釈の余地
を残しておくのがよくはないか
と思います。結局裁判所なり最
高裁判所の判断によつて、各
個の場合において適当に判断し
て行く余地を残しておくことがす
べての立法において必要であり
ます。が、んじがために余り細か
いところまで立法しておくとい
ふことは、行政に対する適切な
解釈を阻害する虞れがあるの
じやないかと私は思うのであり
ます。

○委員長(梅原眞隆君) 次に城戸さん
にお願ひいたします。

○参考人(城戸芳彦君) この法律案を
見ますと、第一條で平和條約の第十五

定めておりませんが、條約そのものも、もう少し詳細に規定されておれば、もう條約そのもので国内法として効力を有し、それでもう足りるのであります。が、あの十五條を見ましてもなかなかいろ／＼な問題を包蔵してあります。又、解釈に疑義を生ずる点があるので、それで第一の目的はあの條約を補足する意味で、或いは解釈する意味でこの法案ができたものと思います。それから第二のこの法案の目的とするところは、まあ解釈上できるだけ日本に有利に解釈したい。條約目的に違反しない限りは、有利にこれを規定したいというような趣旨でこの法案ができたのじやないかと思ひます。それで第一條は、これはもう何らの疑義はありませんので、平和條約そのものが基本となつておるものですから、あの條約はどうだこうだということは、私らとして論議するのは別ですが、こういう法案を作る場合に、根本の條約に遡つて意見を述べることは差控へたいと思ひます。

それから第二條の第一項は、これも平和條約に規定がありまして当然のことでありまして、それなら連合国民とはどんなものかということは、平和條約には規定がありませんので、それでこの第二項ができたのじやないかと思ひます。

それから第三項も著作権とありますが、専門的に言へば、出版権と著作権とは全然別個であります。出版権そのものは全く別個でありますが、出版権そのものを広い意味で著作権の中の一部と誤解される虞れがあるので、この第三項ができたのじやないかと思ひます。

和條約の中に規定されておりますが、ただ疑問に思ふのは、この平和條約の中にはこの法案では、「日において有効に取得」とかいう、取得という言葉を使つておりますが、平和條約の翻訳のほうには「生ずる」と書いてありますから、これに何か特別の意味があるかどうか、この三條は、この点が私らちよつと疑問に思ふところですが、結局これは取得といつても御承知のように原始取得と承継取得がありまして、この場合の取得は、原始的取得を意味しなければ、これは解釈はできないのですから、原始的取得なら「生ずる」と、同義語じゃないかと私は思つております。ただこの点は多少疑問があります。

第四條は、これも根本は條約に規定がありますが、この中に括弧があります、「当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。」非連合国民が著作権を持つておつた場合には、これは除いてしまふ。それで仮に十年、たしかこの二十五年頃で八カ月になるのじゃないかとありますが、その中で非連合国民が七カ年持つておつた場合には、その七カ年が差引かれる。そういうふうになれば、これは、四條は非常に有利になるのじゃないかと思ひます。

それから第二項は、別にこれも括弧の中が日本としては有利じゃないかと思ひます。

第五條は、平和條約の通りではないかと思ひます。

第六條は、これも別に疑義はないのじゃないかと思ひます。

によつて云々と税法關係で手数料だけの問題のように解されまするけれども、これはそうじやなしに第三者の對抗要件までこれは適用されますから、それが無いと日本においては第三者に公示方法がとられないとしますと、善良の第三者は非常な不測の損害をこうむる恐れがあります。平和條約にはそういう規定がありませんので、こういう規定をこしらえたのじやないかと思ひます。

以上考へてみまして條約そのものが詳細に規定されてないから、できるだけそれを補足し、或いは誤解の虞れあるところはこの法律ではつきりさせ、それから日本の有利になるような規定ができるものなら、これをやりたいというような趣旨でやつたものじやないかと思ひますから、この法案自体は成るほど難解でもありますが、連合国と申しましても結局は平和條約にありますように、これら本法案にもありますのが、戦争前に日本と條約關係で相互的に保護してない国は、連合国であつてもあの平和條約で保護されるものでもなく、従つてこの法律案が仮に通過しても、この法律によつて保護されるものでもありませんと思ひます。それで結局連合国の一部の日本が加入してあります同盟條約の、ベルヌ條約の加盟国であつて、而も連合国でなければこの法律は適用されないのでありますから、根本は中島さんがいろいろ指摘されたように、いつ著作権が発生するものとかが、或いはいろいろの問題がそれには生じますが、それはベルヌ條約國のものであればベルヌ條約が適用され、それからその他の外国人の場合は日本

の著作権法二十八條によつてこれは処
理されず、それからベルヌ條約国
以外ではアメリカであり、アメリ
カと日本の條約は相互的に内国民
待遇で保護されるという原則と、契約
自由の原則と二つから成立つておる簡
單な條約であります、これがどうな
るのか、平和條約に規定されておるよ
うに、アメリカのほうでこれを存続さ
せるのか、廃棄するのか、廃棄したあ
とにどう処理するかは、これは将来に
属するところであり、結局連合
国とどこで議つてありますけれども、
この法律の適用されることはそうなく
さんはありませんし、いろ／＼な疑義
が生じて結局條約で処理され、或い
は国内法で処理すべき場合は日本の
著作権法で処理されますから、それは
どの法案自体が必要だとか何とか
いうことでなしに、むしろ是非この法
律は必要ではないかと私はそう考えま
す。

○参考人(勝本正晃君) この特別法を
規定されます趣旨についてちよつと補
足したいと思つております、特別法
を作つておきませんと、條約の
解釈になります、それはやはり條約
の解釈ということになります、やは
り最高裁判所の権限でもあります、
一面においてはやはり国際間の問題に
なると思つております、この條約に
疑義が生じた場合の解決法を考えな
ければならぬ、国内法にしておきま
す、最高裁判所で全部法律の問題が統
一されてきまるわけであり、この條約
そのものが非常にこみ入つて
おりますから、やはりこゝういふもの
は一応国内法でその適用の法律をきめて

おきまして、その解釈を最高裁判所に
委して国内で一応問題はつきりきま
るような措置にして置くほうが非常に
有利ではないかと思つております、
その点から申しまして特別法を作ると
いう点に私は賛成いたします。

それから特別法の中にこの條約と関
連しまして多少疑問が生ずるようなこ
ともございます、併しそれは日本の著作
権法そのものを標準としてこの條約
に合せて作るという以上は、やはりこ
ういふことにならなければならぬと私
は考えるのであります、この日米間
のことに關しましては、この平和條約
第七條によりまして批准後効力発生し
てから一年以内に日本と條約相手国が日
本に對して曾つての條約を有効と認め
るかどうかということを知ること
になつております、通知がありませ
んと、日米間の著作権條約は当然失効し
てしまふわけであり、併し私自身
といたしましては、もう一度一九〇五
年の日米間の翻訳自由の原則及び相互
保護のあの條約を復活して頂きたく
といふことを切に希望するわけであ
ります、私個人といたしましてはGH
Qに對してそのメモランダムを出しま
して、GHQのほうではそういうメモ
ランダムを考慮に入れて新しい著作
権法の改正に従事してよろしいとい
うような意向も示しておるのでありま
す、これは外務省のほうから是非強
硬に、強硬にというよりも熱心に日本
の曾つての日米間の友好關係に基きま
して相互に自由に翻訳できる、且つ相
互に内国民待遇によつて著作物を保護
するといふ線を強硬に主張して頂き
たいと思つております。

は相互に翻訳自由であるということ
と、第二條に各國に内国民に認めると
同一なる保護を相手国においても相互
に認めるというこの二つの條項から成
立つております、この第二の條項が非
常に解釈上疑問なのであります、當時
はその解釈は非常にネグレクトされて
おりましたが、今日になりましたは相
互に内国民の待遇にするといふと、ア
メリカのほうでは方式国でありますか
ら、結局自分のほうで登録とか、コピ
イの表示、納本この三つが揃わなけれ
ば保護する必要はないといふことにな
りまして日本は損であります、その損
は第一條で日本の利益になつておりま
す、利益になつておるといふのは相互
の翻訳が自由であるといふのは非常に
これは公平でありますけれども、文化
の輸出と輸入の對立はにおいては文
化の輸入に非常に有利になるもので
あります、日本でアメリカの著作権を
利用するといふことが多いといふこと
になります、表面上その翻訳自由
といふことで對等でありますけれども
も、實質的には日本が非常に有利とい
うことになります、そういうふうな一
條と二條とは適合さつて不可分の關係
で成立しておる條約でありますから、
今度もどういふふうになるかわかりま
せんけれども、多少の犠牲は覚悟しな
ければならぬと思つております、
相互翻訳自由の原則といふものを日米
間にもう一度條約で認めてもらふよう
に外務省のほうから十分熱心に主張
して頂きたいのであります。

○委員(梅原眞隆君) 参考人のかた
がたに對しまして御質問あるかたは御
質問願ひます。

○高橋道男君 いろ／＼御高説を伺
いましたが、著作権の問題は国内問題で
もありますが、只今伺いますと殊に
外国との關係が非常に密接なように、
又非常に重大なように思ふのでありま
す、その点に關連いたしまして勝本さ
んに伺ひたいのであります、
が、現在著作権に關する法律が文部省
の所管になつておるようであり、
が、外国と殊に又今後いろ／＼な關係
が多くなつて行くことを考えますと、
文部省だけで扱われておることがいい
のか、或いは別に外務省あたりにそう
いう扱う区所があつたほうがいいの
か、と申してその二つの区所に分れる
ことがこれは甚だ問題だと思ひます、そ
ういふ点に關して御所見をお伺ひした
いと思ひます。

○参考人(勝本正晃君) この点につき
ましては現在の行政機構と關連して実
際上はいろ／＼な問題がありましよう
けれども私の個人的希望を述べさし
て頂きます、私といたしましてはこの
國際文化に關する重大な案件を取扱
います、こゝういふ局面は特許法と同じ
ように、又アメリカなんかと同じよう
にやはり政治の中心から独立した特許
庁と同じように著作権庁といふものを
作りまして、ベータイン・オフィス
があるように、コピーライト・オフィ
スがあるようにできれば、これは独立
の機關といたしまして内閣直屬、或い
は国会図書館とか、あゝいふふう
に關係を持たせて、できればこれは独立
の文化行政の一つの國際的中心機關と
いたしまして、議員の皆様から文部省
と外務省とから独立して、從來これは
曾つて内務省にありまして、これが著
作權の何か監督官庁のようなふうに見
て、これは機關制度の便から内務省に
なつたと思ふのであります、いろ
いろな著作権に關する立法が、往々外
部から著作権に關する何か管理權であ
るとか、監督權であるといふふう
に誤解を受ける虞れが往々あるのであり
ます、でありますからこゝういふ虞れ
のないように何か独立の特別な官庁と
して、當時の政府であるとか、當時の
外交政策といふものと切離して、もつ
と広い観点から世界の文化に協調し、
且つ日本の利益を保護するといふこと
が自由にできる組織に是非して頂き
たいといふことを、これは私個人として
切に皆様の御協力を願ひたいと思
ふのであります。

○木村守江君 ちよつと中島先生にお
尋ねをいたしますが、講和發効後に著

第七部 文部委員會會議録第二十五号 昭和二十七年四月十五日【參議院】

作権に関するいうこと法律ができることとは大体においていたし方がないというふうな結論のようでありますが、それでであるとこれは非常にむずかしい、特に著作権の取得の日からというようになことが非常に難解であるというふうなお話でありましたが、先生は何かいうこと難解でなく、もつとわかりやすいふうなふうに訂正なさるようなことがありましたならば御説明願いたいと思います。

○参考人(中島健蔵君) 私といたしましては特例に関する法律のようなものは是非必要だと思ひます。先ず第一に法律がなければ非常に困る。と申しますのは平和條約の中における著性権に関する十五條の(四)項というのが非常にわかりにくい。ところがこのわかりにくさという中には複雑な意味がある。というのは特に期間を限つてある。先ほど申し上げましたように、その期間というのは、單に戦時中ではなく、占領中が入つておる。この占領中にいろいろな既成の事実ができたということが当然これは含まれておると見るわけであります。と申しますのは占領行政として行われましたさまざまのことがあつたのでありますが、それが全部これに関連して参ります。これをそのまま平和條約の中になぜ細かにきめなかつたかというところは、これは恐らく個々の通商協定なり、或いは國際條約なり、その他いろいろのことによつて処理しなければならぬという、そういう実情にあるからだと思ひます。そこでこの場合に私の希望をいたしましては、既成の事実を残さない、更に新しく將來紛争の因になるような事実を残さないという消極的な意味も含めて、疑義

のあるようなことは、若しそれが何とかなるものならば除去する、將來の立法に譲りますというふうにしたほうがいいんじゃないか。それから將來予想される國際間のさまざまの交渉に當つて、でき得る限り有利な伏線を引くことは非常に確かであるけれども、併し私の考えでは、この平和條約の中における著作権の條項は簡單なようでありませんが、これは非常にエキスパートが作つたと思ひます。非常に考え抜いてざり／＼のところで作つたと思ひます。それは日本が次に或る既成事実を持ち出すという考え方になるのであるが、そのときによほど注意しないと逆ねじを食う虞れがあります。そういう意味において立法が必要である。そして文章は率直に申しますれば、殊に戦後に文語体から口語体に変つたいろいろの理由もございまして、うが書きによつてはもう少しやさしくなると思ひます。

それから一番ここで問題になりますのは、要するになぜ取得するはずであつたとか、そういうふうな取得した日というふうなことが問題になるかというところ、現在の問題になると同時に將來を規定することになる、つまり短いものはすぐにも問題が起つて来る、少くとも十年何月かの後にすぐ問題が起る。それから條約だから四十年ですけれども、相当の長い間の最後まで絶えずこれはあとを引くと思ひます。今後仮に戦争の結果生じた特別な期間です、普通の法律よりも余計附加えろというその期間、これは臨時加算期間というふうな考へて見るとわかるのであります。死んだときから起算するといふ

国内法によりますから問題はないのであります。そういふときに取得した日ということになれば、国内法にもなければ、ベルヌ條約にもない。これは勝本先生は最高裁判所の判定に待つとおつしやいましたが、これは私としては原則をきめるならば慎重にきめなければならぬ。これは實際問題としてもあらゆる紛争の因になるだらうと思ひます。それは最高裁判所でも恐らく判定に苦しむ問題じゃないか。勿論理窟としては最高裁判所所決定するよう余裕を作るといふことは必要なんでありませんが、煩に堪えないようなそういうものをあらかじめ作つて置くことも、これ又実は立法の趣旨から申しまして危険ではないかというので、特にこの点私としては日本の著作権法、並びに日本が現在關係してゐる諸國條約、そういうものでもどしどし解釈ができない、解釈はできてもこれは實際取扱上非常に困難だといふ点については、これをよくわかりやすくすればするほど実はなお困難になるかも知れませんが、これを方法としては、再考して考え直すといふこともあります。若しこれだけならばこれ／＼こういう意味であるといふことを十分にあらかじめ御審議を頂いた上でないとは、私は取得するはずであつた日というふうにしなない、これは英語の平和條約の原文によりますれば発生するといふ意味、アライズンという言葉を使つておりますが、「日」といふ言葉を入れることは一見有利であるが、問題が起るんじゃないかといふ点に非常に疑問を持つのであります。字句の修正といふことは、これは十分可能であるし、そう

いふふうになつたほうがいいんじゃないかといふふうな考へる点が、特に今の「日」といふ字を入れたことについて感ずるのであります。全体の文章のむずかしさは、これは平和條約のむずかしさより遙かにこれはむずかしい。これを理解するのは容易なことではありませんし、実は私も三十年も著作権法をいじつておりますが、これくらい難解なものにぶつたことはございせん。これは難解であるからといつて、或いは面倒くさいからといつて通してしまふと既成の事実ができません。これは恐らくこの法律では解決ができません。というのは占領下に発生した權益といふものは非常に面倒なことになると思ひます。それをどんなにむずかしくても十分に具体的に御検討になつて御審議願わないと、あとでこれは容易ならざる紛争の因になるといふことは、私は個々の具体的な例について一々申し上げたのであります。非常に最近に迫つておる問題もありまして、それから根柢を恐らく数十年前に残す問題がある。そういうことは幾らでも予想できる。そういうことを一々ここで列挙して行くことはできませんが、例えばアライズン、発生するといふ平和條約の内容に対して、權利を生ずる日というふうなことは私は余り使わないほうが有利じゃないか、若し有利とするならば十分に有利であるかどうかといふことを確めた上でやらないと、逆手を取られるんじゃないかといふ不安があるわけでありまして。

○矢嶋三義君 先ほどから承りまして、矢嶋三義君 先ほどから承りまして、た。なお勝本先生のはうでは、法律は余り割り切つて置かないほうがいい、解釈、判断の余地を残して置いて、国内法を規定して置いて、最高裁判所でおけばいいというふうな御説明を承つたわけでありまして。なお城戸先生はこの法案は平和條約の十五條の(四)項から来ているので、この法案について論ずるに當つてはこの平和條約云々といふことはこの際申したくないといふようなお話があつたわけでありまして、私ここで先生にお伺ひいたしたい点は平和條約の十五條の(四)の表現がこういうむずかしい法律案といふものをもちつたのか、更に私は城戸先生に伺ひたい点は、先ほど御遠慮なさいましたけれども、私は念のために伺ひたいのでございまして、この法律の平和條約の十五條の趣意というものを對して、どういふ御見解を持たれているか。將來の法案通過後における法の運用にも関連いたしますので、私は伺ひたいと存じます。

それから先ほどから三人の先生が主張された点で、共通されている点は結局著作権を取得する、或いは著作権発生といふことが問題になつてゐるようございまして、これを何かはつきりするような方法はないものかどうか。素人でございましてので承りたいと思ひます。

○参考人(城戸芳彦君) 御質問がありましたので、十五條の(四)項についてちよつと申し上げますが、十五條の(四)項は余りに先ほど申し上げましたように簡單でいろいろの疑義を生じ、それから誤解も生ずるのじやないかと思ひますので、この十五條の(四)項のような著作

だけに、許可しなかつた、ローレンスのあとのものについては許可したが、チャタレイだけは許可しなかつたのです。著作権があるのになぜ許可しなかつたか。それは占領目的に反するからという意味もありましょう。だから著作権の内容が五十年主義になつてゐるか……、五十年のはうで皆一応アメリカのはうがそれをコントロールするかと申しますと、これはコントロールしている場合もあるのだ。著作権の存続期間五十年にあらずして、そ

れをコントロールする方法としてあることを言っているのではありませんか、日本の政府は法律としないので、單に次官通牒として注意を促したのであります。そこは非常にデリケートな問題でありますから、よくそこは實際上の事情を一つ御推察請つて御判断あらんことを願いたいのであります。

それから今問題になつております第四條であります。これはやはり私は取得したほうがいいと思ひます。譲渡ということが中にあるから……つまり連合国民がそれを便はうと思つても戦争期間の間は便えないからして、その便えなかつたやつを延ばしてくれ、結局こういうことなんです。そうしますと、発生した場合と同じ時に取得する場合も考へてやらなければならぬ。

それから発生の場合であります。日本の著作権法で行きますと、日記でも何でも自分で書きますと、文芸學術の意義があればそこに著作権が発生する。アメリカは御承知のように登録とコピーライトがありますが、本の最初にコピーライトがなければ保護されない。あの意思表示がなければ保護しないのであります。これはベルヌ條約の國では殆んどないことでありまして、むしろ原稿を書けば原稿に著作権が生ずる。アメリカはその上に登録しなければならぬ。又それを国会図書館に納付しなければならぬ。この三つの條件が揃ひまして初めて出版に関する著作権は保護される。日本の法律では、作ればすぐ保護されますから、日本としては著作物ができた保護しなければならぬ。それは實質的に成立した時から、戦争期間中の間も加算してや

るといふことでなければならぬ。それであつたその終りのところは明らかであります。つまり著作物の生存中而して死後三十年間を認めるのでありますから、死んだ日は明らかであります。少しばかり延びるわけでありまして、だからこうしておきましても……、又こうするしか仕方がないのであります。これを出版の日からと書きますと、先ほど申しましたように日本の法律ではすぐ著作権が成立するからなせ出版の時からとしたか、その間のことはどうするかというところになると思ひます。どういたします。だから一応著作権が成立した時からということにして、それでいつ成立したかは利害關係者が自分で立証する。立証できないければ仕方がない。立証できないものを無理に保護する必要は全然ない。今の法律上……それは裁判所で結局きまる。著作権の成立日がいつかという争ひをすればきまるわけでありまして、そうでありまして結局こう書くより仕方ないと申したのであります。併し皆さんが出版のときからしようというならそれもはつきりしていいかも知れないと思ひます。ありますが、それは日本の法律の立場から立法するということは私はむしろ反対したい、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 中島先生にお伺ひしたい点は、先ほど平和條約第十五條の(四)項にない解釈がこの法案の中に入つてゐる、こういう御発言があつたのであります。そういう御発言が一つ指摘して頂きたいし、又それは我が國に有利になつてゐるのか不利になつてゐるのか、それを中島先生に伺ひたい。

それから勝本先生でも城戸先生でも結構でございますが、承ります。先ほどの城戸先生の御発言では、この平和條約第十五條の(四)項というのが非常に簡単に書かれてゐるので、誤解を、或いは解釈の相違が起る可能性がありまして、それでそれはどう不明確に簡単に平和條約第十五條の(四)項が表現されてゐるのならば、それを最も有利に條約解釈をして、そうしてここに立法といふことが考へられないかどうから……。

○参考人(中島健蔵君) これは第十五條の(四)項にないといふ意味は、つまりここに(四)項に特に(一)と(二)と二つあります。そこでは解釈されてゐない。規定されてゐないわけ、新しく規定したと解釈した意味で入つてゐるのが第四條の第二項であります。それは要するに例のごとく延ばす……簡単に申上げますが、普通は、著作権の保護期間が戦争から平和條約の発効の日まで延ばすといふその計算方法がここにあり。つまり平和條約の発効の第十五條(二)項の二項によりまして、明瞭でないのではありません。そこが戦時中に発生した著作物についてはどのように加算するか。平和條約のほうでは逆に除算といふことになつております。その計算方法が全然書いてないで、その間に発生したのも機械的に一定期間を若し延ばすといふれば、技術的には極めて簡単であります。こちらに不利になる。そこでつまり今の問題の著作権法に規定する著作権を取得した日からといふ言葉が入つて来た。これがつまり

十五條には解釈によつては生じます。が、全然ないと思ひます。それからちよつと附加しておきますが、勝本先生は大変やさしいとおつしやつたが、私は反対であります。断じてむずかしいのであります。というのは、理窟だけで考へますとこれほど筋が通る話はないのであります。私も著作権協議会を代表する理事として殆んどこれに忙殺されてひどい目にあつてゐる。実際のことを考へますと、こんなむずかしいものはない。これは恐らく立案者である當局も勿論御存じの事であるし、實際問題を扱つておりますと、一々この場合はどうなるかといふことをやつて見ると疑義だらけだ、文章は人の趣味にもよりますし、理解力にもよるもので、もう少しわかりようがあるかと思ひますが、文章について申すのではありません。且つ又論理について申すのではありません。実際にこれを運用する場合に當つてこつていふ場合どうなるかといふこととむずかしい、そこではかの点はともかく、今指摘した点は、これは極めて重要な点であります。この條文だけで見ますと明らかに日本に有利であるように思われる、というのは一方的なんです。著作権の保護期間を長くすれば日本に有利であるか不利であるかといふことを申しますと、これを使用するほうでは短いほうが金を拂わずに済むから案である、ところが著作権者から申しますと保護期間が長いのが得だといふこと、なか／＼これも複雑である。そこで中をとりましてこれを考へてみるにしても、これがこの特例法の中で一番重要な点で、我々が終りに水で驚いた点は、戦争発生から戦争終了

の前日までの間を延ばしてしまふぞといふこの十五條(四)項によつて発生した新しい條文なんでありまして。これを縮めようとする、これは四條二項の法案なんです。縮めようとするのは私は非常に賛成で、結構なんです。これは縮めるときに一体何を基準にして縮めるかといふときに、勝本先生がおつしやつたようにこれは国内法にも國際條約にもない、これは一々最高裁判所に持つて行くとしたらこれは一つの理想論であつて、到底これは實際上困難であるといふこと、これはまあ慎重に審議を頂きたいと思ひます。特に四條第二項の点であります。私の理論より實際問題を考へておりますが、この点につきましてはすでに先ほど申しましたが、解釈のほうのまぢまぢさ加減といふものは民間側では喧々囂々になつてゐる。喧々囂々たる議論の原因の一つはわかりにくいといふこととでございます。

それからもう一つは、これは明らかにどう考へても、一体無方式主義をとつてゐる。我々の法律から、一体どこから基準にするかといふ点で、これは國際的にもこのところを突込まれた場合に、これは一々日本の最高裁判所で決定するのだと言つてもこれは通ることではないといふことを私は考へております。

○矢嶋三義君 城戸先生一つ……
○参考人(城戸芳彦君) 結局十五條の(四)項の明確でない点だ、或いは不備の点、或いはもう少し詳細に規定しなきやならんことは、今後の條約で明確にするほか方法がないのじやないかと思ひます。
○高田なほ子君 中島さんにちよつと

お伺いしたいのですが、占領行政中に連合国占領軍によつて得られたこの既得権が非常にそれは大きな問題じゃないかと思ふのです。これはまあ申し上げるまでもなく被占領国とそれから占領している側との間におけるその権益というものは極めてこれは問題になるのじやないかと思ふのですが、それが講和発生效后も継続してまあ権益を持つてゐるわけなんです、国際的にそういうものが継続するような、著作権に關してですが、そういうような例がほかの国にあるのかどうかということ、それが一点。

もう一点は、私はこの文化交流という広い面から考えたときに、世界のあらゆる国と日本が対等の立場において文化交流をしなければならぬというところは、これは世界の文化人のひとしく理想とするところだと思ふ。ところがそういう特定の占領下における権益が特にこの国内法で擁護されるというふうになつた場合に、世界間における文化交流の上にとつたやうな影響を持つて来るものであるか、私は素人でありまして、これを讀んでも、繰返し讀んでも理解に苦しむのであります、この点については特に具体的に詳しくお聞かせ願ひたい。

○参考人(中島健蔵君) この点については特に國際間の慣習につきましては、私よりも法律の専門家の勝本さんのほうが適當かと思ひますが、私も占領下に行われた行政的な著作権に關するさまざまの措置が占領目的とどういふ關係にあるかという点で、これは例へば占領軍の安全を保持するためとい

うことならば占領政策として私は認めますが、ヘーグの陸戰法規その他を参照してみまして、戰前の個人の私権であるところの著作権に對して相當大きな管理が行われるということについては、國際法上からの疑問も実は私は持つてゐる。これは併し占領下に何らかの理由によつてそういうことが行われることはあるかも知れない。けれども大体において今度の占領後の措置と申しますのは、非常な、世界の歴史の中でも特例であるのじやないか、少くとも近代における特例であるというふうに考へるのですが、それが私どもとして、特に今御質問がありました中であつて、それを引くといふことは非常に問題があると思ふ。その中の一つが今度廃止になりました政令二百七十二号というのがあります、これは翻譯權の問題ですが、簡単にわかりよく申上げますと、私が例へばここに連合国人のAといふ人間の作品を翻譯する、正当にというものは占領下における正当なる手續を経て翻譯する、翻譯する瞬間に普通ならば私は二次的に翻譯著作権というものを持つわけでありまして、原著者は勿論權利があります、私が翻譯したことによつてその翻譯物に對して二次的に翻譯著作権の所有者になる、ところがそれを私が翻譯すると同時に無償で、無條件に原著者にそれを讓渡する、私が訳したらただで以つて返してしまふ。そういうことをして、而も登録するといふ義務を行うといふのが政令二百七十二号であります。これは世界に例がございませぬ、これはないのであります。これは併し考へてみますと、さ

まざまな誤解もあるものであります、日本人が無斷翻譯その他をやつて、他國の著作権を今まで尊重してゐなかつた。従つて懲罰的にそういうことをやるのだといふことが若し考へられるとすればあるものであります。併しそれは事實調べて見ると、やはり我々は日本の國內法によつてゐる限り、そうむちやくちやに侵害はしてゐない。だからな

ぜ個人の私権に至るまでそういうふうな政令で制限しなければならなかつたかといふことが非常な疑念を持つておつたのです。併しその占領中には幾ら疑問を持つても止むを得ない場合がありまして、占領後にそれが残るわけでありまして、この場合は登録されるのであります、且又契約書も書かされ登録される、契約書があつて登録されるといふのですから明かに私権として残るし、その私権が發生した根拠が今申上げたやうなものであつた場合には、どうしたらいいか。私も元來談判好きな人ですが、ヘーグの國際裁判に提訴すれば問題になることだと思ひます。これには莫大な金がかかり手数がかかるわけでありまして、ところが原則的にそういう問題を解決しなければならん。ところがこの法案にはそういう問題の一つも触れておらんのです。觸れるといふのは大変なことになるので、觸れておらんのです、それを認めるといふことにはなつておらん。そこでちよつとでも引つかりがでないやうにといふことを余計私どもは考へる。つまり既成の事實をこゝで認めたくない、かといつてどのような根拠によつてこの私権として確保されているものを今これを引つくり返そうとしたならば大変な努力を要する。それにこりて

いますから、既成の事實を作るのではない、こゝういふふうに考へております。それから無條約國との關係が占領中といふよりは占領後に新らしく條約國と同様に取扱われて来る。アメリカは條約國であります。この翻譯は自由である。その他國際條約に入つてゐない國もある。そういうところの問題、そういうのがさういふふうにあいまゝなつて来たといふことからこの處理が相當大変だと思ふ。普通ならばいいのですが、そこにさつき申上げましたやうに食い違ひが起つたりいふことが起る。そういうことでその点はやはり相當にむづかしいと思ひます。その問題については実はこの法案は一つも觸れておりません。觸れていないから余計むづかしくなる事實はあるのですから、第三者でなく當事者として考へてみますと、その事實は頭において、さて自分のほうはこの法律でどうするかと、全然ない。ただあるとするならば今の保護期間の問題、いつまで一体こゝういふことが続くのかといふことが疑問になる。従つて起算といふ問題が非常に重要になる。いつから起算してどうなる。つまり自分の拘束される期間はいつまでかといふ疑問が起る。これは特に權利の使用期限はうで……。著作権者のほうは、これは今までのところ翻譯者がそれを非常に感ずる。翻譯と申しますのは、諸外國では、一般に少數の例を除きまして、翻譯者といふものは余り重んじられてはおらん。つまり簡単に申すとフランス語を英語に直すといふことはさう困難じやない。わからなければ單語を列べておけばいいといふことになりま

す。日本の場合は翻譯者が相當の學力を持ち、且つ専門的な知識を持つていなければ不可能である。従つて日本の翻譯者といふものは非常な勞苦を拂つていて、而も外國人はそれを十分理解しないからその受ける報酬が少いけれども、そんなやうな点から、つまり期間といふやうな点が著作権者側として問題になる。さういふやうなことがひつからまつて参りまして、この法案全部を拂つて来ると、これは先づ第一に必要は、これがなかつたら混亂を起すといふことで、必要ではあるが、疑義を残すやうなものを少くとも減らして行つたらどうか。それから殊にこれはいいことか悪いことか、今申上げた占領期間の間のことには觸れておらないのであります、その期間を含んでいふといふ事實があるから、つまりその期間を含んでの法案であるから觸れてはおらんが、何か処置をしなければならぬ点であるが、非常な混亂が起つて来る。さういふ点を更に拂つて参りますと、今の著作権發生の日といふものは事實私としては非常に氣になる。これは私の個人としての意見でございませんで、私の代表しておりますところの著作権協議会といふものは二十八ばかりの団体組織の法人でございまして、著作権に關するすべての法的な団体を含んでおります。ここから出て参りましたエキスパートが全部首をひねつて、この法案を見て非常に難解だと言つてゐる。勝本さんはそれは私どもの専門の委員長としておつしやるので、本委員長はやさしいとおつしやるので、みんなこれでは正直のところを申して非常に複雑怪奇であり、勝本さんはお出でになりませんでしたが、えらい目にあつてやつと発見したのが起算日をいつにするかといふことです。

特にこれは非難する目的は全然ないのでありますが、特に明らかに今の問題になりました占領期間中のさき／＼なむずかしい問題を含んだその期間をも含めて処理すべき法案であつて、それが出ていないというところに問題がある。出せとは申さないので。出したらこれは非常にむずかしくなるし、これは今後の交渉に待ちます。従つて今の平和條約の十五條の(四)の一項、二項から余り離れた解釈をしないで、すべてを後日の解釈に或いは交渉に待つ。更に特に申上げたいのは直接にこの影響を受けずのは日本の著作権者並びに著作権使用者でありますから、この人たちはただ単に自己の利益だけで言つていふんじゃないのであります。やはり一種の文化の担当者として認めなければならぬ。この連中がつまりまあどういふふうに考へてゐるかという意見をも十分に聞いて頂きたい。私は本質はその意見をほゞ代表してお話できると思つてゐる次第であります。だからその法案が表面からはわかりにくいという程度ですが、裏には今御質問があらりましたような事情が入つてゐる。つまり法案の表には出ておりませんが、その期間を含むという点において入つてゐる。その内容には触れておらない。而も触れることは非常に困難であるし、そこでずつと幅を擴げまして、平和條約との関係はどうかという点、中に解釈は多少はある。その解釈の中に一つ問題があるから、その点は十分御審議願つて疑義を残さないようにしておかないと、それに関連するあらゆるものがぞろ／＼と出て来たならば、立法関係のかた／＼は勿論ですが、我々もこれは巻添えを食つて大変な目

に遭うということを考えるわけであります。紛争が殖えますと、まあその解決には非常な費用と努力を要する。直接の関係の人間としてはそれをできるだけ少くしてもらいたいというのが希望なんであります。

○山本勇造君 勝本さんでも城戸さんでもどちらでも結構でございますが、ベルヌ條約が、日本が今度は独立するとしたならば復活して来るものじやないかと思ふのですが、ブラッセル條約があるにしても日本が入つてゐるのはベルヌ條約ですから、あれが復活するんじやないかと思ふのですが、復活して来ると同時にあの中に日本が特殊の益権といふんですか、普通であれば死後三十年でなければ自由にならぬものがある、あのベルヌ條約の中には日本はたしか初版発行後十年でしたかな、その後においてはこの権利を交換しないので日本で訳すことができないというやうな特例が設けてあつたやうに記憶するんですが、そういうのが今復活して来ますか、来ませんか。それをちよつとお伺ひしたいと思ひます。どちらのおかたでも結構です。

○参考人(勝本正見君) お尋ねの趣旨はこゝろ問題だと思ひます。日本著作権法第七條には、翻訳権は原著者が発行のときから十年間原作者が持つてゐるの、十年経ちますと、何人でも自由に原著者の同意を得ずに翻訳し得るという規定がございます。これは曾つてベルヌ條約のバリー規定でありまして、日本はバリー規定の原則を今日も守つてゐるわけでありまして。これがベリン及びローマにおいて改訂されておりましたけれども、その改訂されておりましたのは、やはり翻訳権も五十年

間保護しなければならぬということになつておりますけれども、日本はベルヌ條約、ローマ條約には留保をつけておりまして、日本としてはベルヌ條約の第五條の規定に従つて立法してゐる。その立法を今日も留保を附してゐるのであります。著作権保護期間については、ベルヌ條約は五十年でありまして、日本は三十年主義を今日までとつてゐる、これはさういふリザーブを付けてきておりました。ところがブラッセル條約というのは最近でしまして、日本は加入してありません。ベルヌ條約には加入してあります。日本は戦争中といへどもベルヌ條約に拘束されてゐたのであります。且つその權益を主張することができたのであります。何よりもその証拠には戦争中のベルヌ條約の加盟国としての日本の負担額を日本は戦後拂つておりました。この條約は御承知のようにこの國際條約は戦争中にも続いているものといふことになつております。二國間の條約は、この批准後一か年の間に連合国から日本に対して継続を存続する場合にその意思表示する、黙つておればそれは終つてしまふといふことになつております。先ほどのこの條約の第七條であります。日本の國際條約の關係はさういふやうになつております。だから日米間のこの特定條約もアメリカのほうで黙つておりますとなくなつてしまふわけでありまして。なくなつてしまふときに日本にはベルヌ條約の国であるから、アメリカとは關係がないからアメリカは自由に侵害してもよろしいかといふと、アメリカのほうは同時にカナダで出版いたします。カナダはベルヌ條約の加盟国でありますから、日本

はアメリカに対して義務を負うが、アメリカのほうはどちらかといふと自由になるということ、義務を負わないといふことになつてきたおかしきことになる。そこでもう一遍一九〇五年の日米間の協定というものに復活してもらひたいと、さういふうちに今私どもは考へてゐるわけでありまして。日本は戦争中も今日もベルヌ條約の加盟国としてベルヌ條約の原則に立つてゐるわけでありまして。そこでこの著作権成立の日もベルヌ條約に従つて実質上著作権が日本でできたときから著作権が発生する、方式国とは違ひ。アメリカがベルヌ條約に加盟しないといふのも、アメリカが著作権成立の根本方式を異にしてゐるからベルヌ條約に加盟し得ないのであります。さういふ事情にありましますように、著作権の成立に關しては、方式国と日本国のようなベルヌ條約のやうな無方式国と対立してゐまして、世界の著作権を統一して行く上においてこれが橋をなしておるのであります。これは今後ユネスコ條約なんかでこの橋を取除こうと思ひまして、例えば日本の著作物に◎といふ記号を附せばアメリカはこれは登録をしたものと同じやうに取扱うといふやうな提案もございまして。日本がこれに参加するかどうか、最近やはり問題になつておりました、将来やはり参加しなければならぬと思ひます。それからブラッセル條約にも日本は将来やはり参加しなければならぬと思ひます。ベルヌ條約は五十年主義を無制限にとつております。リザーベーションできないのであります。翻訳の点については、日本は留保できることになつております。ブラッセル條約に加入い

たしましても翻訳については将来の留保を認めるということになつております。併し五十年主義は、どうしてもブラッセル條約に加盟する以上は、三十年のリザーベーションはとることができない。今日の世界情勢はやはり著作権者を保護するといふ立場に立つております。アメリカは二十八、二回に分けて最初の二十八、もう一回審査すればもう二十八保護する、合せて五十六年保護するということになつております。ですから保護期間はドイツも戦時中三十年主義を五十年主義に変えました。スイスはベルヌ條約の本来元でありますから……

○山本勇造君 さういふことは大体わかつてゐるで、私の質問はこの翻訳権の場合ですね、今度独立した場合に、ベルヌ條約の中にある翻訳権なんです、十年で日本は自由になれるかどうかといふ点をお聞きしたい。

○参考人(勝本正見君) 十年でなりまして……、少し期間が延びますね、そうすると戦争中の間だけが延びるわけなんです。

○山本勇造君 そのところがつまり中島君の言つてゐるやうに僕にもちよつと疑問になつて来るのですが、具体的に問題として例えば何をとつてもいいと思ひますが、新潮社でジイドの翻訳をやつておりました、この頃全集みたいなもので……。あれはもう恐ろしく初版発行後もう十年くらい過ぎてゐると思ひますが、然るにもかかわらずこの間の戦時中においては、あれは相當の金を出して、さうして翻訳権をとつてゐるわけですね。さうすると、今度独立した場合のときには、今の発行後十年の問題が起つて来るから今度

出さないでいいことになるのか、それともこの間出したのでそれがあとまで続いて来る、そういう実際の問題……。

○参考人(勝本正晃君) 発行後十年たち、更に戦争中の期間をプラスしまして、更に六カ月プラスしたその以後は自由でございます。

○山本勇造君 中島君お答え下さい。

○参考人(中島健蔵君) そうは簡単にいかない、あれは十年以内に原著作者が翻訳をどこにも許可しなければ処分する、その間に誰かに許可すれば、これは普通の保護年限だけ延びるわけですね。ジイドの場合半分は多分切れております。そこが問題です。そのときの処理はこの法案ではできない。

それからもう一つの問題は、翻訳権に關しては起算が、いわゆる初版発行後ではつきりしてある。ところが放送を考へてみますと、翻訳物が出て翻訳を放送に利用する場合、これは翻訳と違ひます。起算が問題になる。そこで翻訳権に關しましては山本さんがおつしやつた通り若しも日本の従来の通りの国内法或いは現行法がすべてそのまま残るとすれば、一応起算の問題はなくなる。併しそれを更に使う場合にすぐこれに引つかかってくる。今山本さんがおつしやつたようにこれは全然困るわけですね。例えば占領下に特別な行政措置によつて許可を得た。ところがこれが全部そういう制約がなくなれば自由であるというのが随分ある。そうすると初めに金を拂つた連中は既得権という、排他的な権利を、独占権を維持したいのは当然です。とにかく金を拂つたのだからこの権利は続けに行く。片方は法律的に切れて誰がやつてもいいのじゃないか……。

対して問題が起るの、両者が紛争するだけならいいが、ジイドは死んでしまいましたが、ジイドの著作権を持つておる連中が介入して来れば、これはすつたもんだの大騒ぎになるということとは明瞭です。これをどう救済するかというところは、少くともこの法律では全然わかりません。

○山本勇造君 今度独立して結局ベルヌ條約の翻訳の特例が認められるというところは非常に僕には有利だと思つて、けれども今の平和條約の問題と引つかかってくる、そこがどうなつて来るのか、やはり疑問を持ちます。

○参考人(中島健蔵君) これはつまり経過措置になりますね。占領行政が一応法的に終了してそれから新しい關係が発生するまでの経過措置、これはもうこの平和條約によりますと、瞬間に変わるようなふうになつて、そこで何らかの経過措置をやらないとこれはえらいことになる。その点でつまりこの法律が方法としては例の十五條の(四)項ですね、あれを丸呑みにして一応の、つまり国内法でやはりきめておかなければ工合が悪い。だから何かの形でそれをきめるといふことには私も反対でない。併しその場合にその程度でやめておいて、あとのつまり立法的なりいろいろ行政措置なり主権に關するものから、一方で国家権力だけでどうにもならぬ問題がある。つまり商法の問題にも關係しますし、いろいろ出て来る。これが余り細かにやつてもいかにし、そうかといつて目前にいろいろ問題がある、そのほうを急いでもらいたい。こういう立法は必要でありますけれども、こういう

立法では問題の争点になります。ようなものを含いてもらつて、それよりも経過措置のほうをもつと行政官庁としては考へてもらいたいということを痛切に感じます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はございませんか……。

○委員(長(梅原眞隆君) それではこれで委員会を閉じたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それではこれで委員会を閉じます。

午後零時三十八分散会

四月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校図書館に關する請願(第一四二二号)

一、在日朝鮮人児童の課外教授に關する請願(第一四四一号)

一、書道教育実施に關する請願(第一五一一号)

一、高等学校家庭科を女子の必修科目とするの請願(第一五二四号)

一、義務教育費国庫負担法制定に關する陳情(第七四六号)(第七六五号)

第一四二二号 昭和二十七年三月二十二日受理
学校図書館に關する請願
請願者 東京都港区赤坂氷川町
氷川小学校内 久米井 東
紹介議員 黒川 武雄君
新憲法の精神に従ひ民主的な文化國民を育成する学校教育の中で、学校図書館は最も重要な機関であるから、学校

図書館の設置ならびにその公費支弁運営の基礎たる司書教諭の制度を、すみやかに確立せられたいとの請願。

第一四四一号 昭和二十七年三月二十五日受理
在日朝鮮人児童の課外教授に關する請願
請願者 滋賀県蒲生郡八幡町長
井上孫治郎外二名
紹介議員 西川甚五郎君
先年国策により朝鮮人学校を閉鎖せられ、その対策として全国町村において義務教育を施すべきよう指令に接し、目下日本児童とともに小学校にこれを受け入れ教育しつつあるが、課外教授として朝鮮語の特別教育を認められた結果、各市町村においては各自負担において朝鮮人教師を雇入れ相当はく大な費用を支弁しているが、彼等は絶えず勝手な要求をなし、容れられないときは、集団的交渉を強行、公務を妨害する等言語に絶する迫害を受け身の危険を感じることもあり、関係市町村長をして真に困ばせしめているから、課外教育として朝鮮語を教える必要ありと認めるならば経費は国費支弁とし、必要なしと認めるならば明らかに指令せられたいとの請願。

第一五一一号 昭和二十七年三月二十八日受理
書道教育実施に關する請願
請願者 兵庫県多可郡比延庄村
立比延第二小学校内
村上茂治外千八百十三名
紹介議員 左藤 義詮君
書道教育に關しては、第二国会にお

て請願が採択されているのを始め、文部省の毛筆習字に關する世論調査の結果を見ても直ちに実施されなければならぬ問題とされているにかかわらず、当局の施策は極めて不徹底であるから、(一)小学校および中学校の毛筆習字を独立科とすること、(二)学芸大学および各大学教育学部の書道科を必修科とすること、(三)書道科教員の養成機関を設置擴充すること等をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一五二四号 昭和二十七年三月二十八日受理
高等学校家庭科を女子の必修科目とするの請願
請願者 東京都葛飾区金町四ノ外一名
紹介議員 紅露 みつ君
高等学校の家庭科は、自由選択教科であるため、女子でも在学三箇年間に於いて全く履習しないで卒業する者が逐年増加の傾向にあつて女子教育上遺憾にたえないから、高等学校における家庭科を女子に必修教科とせられたいとの請願。

第七四六号 昭和二十七年三月二十二日受理
義務教育費国庫負担法制定に關する陳情(十一通)
陳情者 青森県南津軽郡石川町
長 白取善三外十九名
現在義務教育費は平衡交付金制度によつて賄われているため、義務教育費を圧迫し、地方財政を不安定にしているから、国は義務教育に要する経費の合理的な算定基準を法律で定め、その最

最終責任を国が負担すべきことを明らかにし、すみやかに国庫負担制度を確立せられたいとの陳情。

第七六五号 昭和二十七年三月二十四日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情（五通）

陳情者 青森県北津軽郡板柳町 議會議長 葛西與三郎 外五名

この陳情の趣旨は、第七四六号と同じである。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、岡山大学農学部にて獣医畜産科設置の請願（第一五六六号）

一、学校教科書制度合理化に関する請願（第一六〇七号）

一、養護教諭必置制存続に関する請願（第一六〇八号）

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願（第一六一九号）

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願（第八一三三号）（第八一五号）（第八二三号）

一、産業教育振興実施予算地方配分に關する陳情（第八五三三号）

一、積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設費国庫補助増額等に関する陳情（第八五六号）

一、義務教育費負担法制定に関する陳情（第八六五号）

第一五六六号 昭和二十七年四月一日受理

岡山大学農学部にて獣医畜産科設置の請願

昭和二十七年四月二十六日印刷

請願者 岡山県議會議長 蜂谷 初四郎
紹介議員 加藤 武徳君

中国・四国地方の畜産發展上多大の業績を残した、高松農学校の獣医科が学制改革により廃止されたため、これに代る獣医師および畜産指導者養成の機関がなく、今後本地方一帯にわたる畜産振興上憂慮に堪えないから、岡山大学農学部にて獣医畜産科を設置せられたいとの請願。

第一六〇七号 昭和二十七年四月四日受理

学校教科書制度合理化に関する請願

請願者 福岡県議會議長 蓮沼龍 輔
紹介議員 油井賢太郎君

検定教科書充足以來新教育理念に即する優秀教科書が出版されるようになつたことは喜びにたえないが、近時その種類を増すとともに価格も高騰の一途をたどり、遂に新学年度は多数の購入不能者を義務教育就学者中から出したことは憂慮に堪えないところである。これは、現状のまま放置し得ない重大な社会問題と考えられるから、政府はすみやかに従来の検定方針を改め、基準を厳格にしてその類別を減じ販売価格引下げについて適切な施策を講じもつて義務教育における教科書負担の軽減を図られたいとの請願。

第一六〇八号 昭和二十七年四月四日受理

養護教諭必置制存続に関する請願

請願者 大阪市天王寺区勝山通 二ノ二七 藤井すゑ 外二名

昭和二十七年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 宇

紹介議員 高田なほ子君
養護教諭は、学校内において保険養護を担当する専門教諭であるが、最近行政機構簡素化に伴い、同教諭の設置に制限する由伝えられていることは、生徒の保健はもとより、学校教育の完全な実施に重大な影響を與えるものであるから、養護教諭必置制を存続せられたいとの請願。

第一六一九号 昭和二十七年四月四日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町 野上堅五郎外十一名
紹介議員 小松 正雄君

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。

第八一三三号 昭和二十七年三月二十九日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 青森県西津軽郡深浦町 長 工藤和一郎外一名

現在義務教育費は平衡交付金制度によつて賄われているため、義務教育費を圧迫し、地方財政を不安定にしているから、国は義務教育に要する経費の合理的な算定基準を法律で定め、その最終的責任を国が負担すべきことを明らかにし、すみやかに国庫負担制度を確立せられたいとの陳情。

第八一五号 昭和二十七年三月三十一日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情（四通）

陳情者 青森県西津軽郡十三村 長 中井忠一外二十一 名

この陳情の趣旨は、第八一三三号と同じである。

第八二三号 昭和二十七年四月一日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情（十二通）

陳情者 青森県三戸郡島守村 長 川畑三郎外二十二名

この陳情の趣旨は、第八一三三号と同じである。

第八五三三号 昭和二十七年四月三日受理

産業教育振興実施予算地方配分に関する陳情

陳情者 青森県議會議内 本多浩 治外百三十八名

さきに産業教育法が制定されたことは、産業の開発と進歩發達のため極めて当然のことであるが、折角の法律もこれに伴う予算がなくては其の効果がなく、ことに自然條件の差や交通不便、産業上の特殊條件によつて本法に基く諸対策も実施不能の地方があるから、産業教育振興対策実施のための予算配分については、地方の特殊事情を考慮せられたいとの陳情。

第八五六号 昭和二十七年四月三日受理

積雪寒冷地帯中学校の雪中避難所建設

費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者 山形県北村山郡東根町 長 齋藤三郎外四十八 名

積雪寒冷地帯の学校では、冬季間は屋外運動場が全然使用できず、生徒の体育および教育上憂慮にたえない実情にあるから、国庫補助率の増額ならびに起償わくの擴大につきすみやかに善処の上、積雪寒冷地帯の中学校に雪中避難所を建設せられたいとの陳情。

第八六五号 昭和二十七年四月四日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情（三通）

陳情者 大阪府議會議長 西田 俊信外六名

義務教育は、憲法の保障する国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

参議院事務局

印刷者 印刷 宇

昭和二十七年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 宇